

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 対立抗争時の事務所の使用制限（第十五条）</p> <p>第四章 加入の強要の規制その他の規制等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 事務所等における禁止行為等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第三節 損害賠償請求等の妨害の規制（第三十条の二―第三十条の四）</p> <p>第四節 暴力行為の賞揚等の規制（第三十条の五）</p> <p>第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任（第三十一条―第三十一条の三）</p> <p>第六章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除のための民間活動の促進（第三十二条―第三十二条の三）</p> <p>第七章 雑則（第三十三条―第四十五条）</p> <p>第八章 罰則（第四十六条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（指定）</p> <p>第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等（第十五条―第十五条の三）</p> <p>第四章 加入の強要の規制その他の規制等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 事務所等における禁止行為等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第五章 暴力追放運動推進センター（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第六章 雑則（第三十三条―第四十五条）</p> <p>第七章 罰則（第四十六条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（指定）</p> <p>第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力</p>

団員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 (略)

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ 暴力的不法行為等又は第八章（第四十八条を除く。以下この条及び第十二条の五第二項第一号において同じ。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

ロ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

ハ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行

団員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 (略)

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ 暴力的不法行為等又は第七章（第四十八条を除く。以下この条及び第十二条の五第二項第一号において同じ。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

ロ 暴力的不法行為等又は第七章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

ハ 暴力的不法行為等又は第七章に規定する罪に当たる違法な行為を行

い禁錮以上の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

二 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して五年を経過しないもの

ホ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつている場合にあつては、当該執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日）から起算して十年を経過しないもの

ヘ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつている場合にあつては、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日）から起算して五年を経過しないもの

三 当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者（以下

い禁錮以上の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

二 暴力的不法行為等又は第七章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して五年を経過しないもの

ホ 暴力的不法行為等又は第七章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつている場合にあつては、当該執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日）から起算して十年を経過しないもの

ヘ 暴力的不法行為等又は第七章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつている場合にあつては、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日）から起算して五年を経過しないもの

三 当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者（次条、

「代表者等」という。）の統制の下に階層的に構成されている団体であること。

（暴力的要求行為の禁止）

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第十二条の三及び第十二条の五において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一～十四 （略）

十五 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしない

第九条、第十二条の二第一号、第十五条の二第一項及び第十五条の三において「代表者等」という。）の統制の下に階層的に構成されている団体であること。

（暴力的要求行為の禁止）

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第十二条の三及び第十二条の五において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一～十四 （略）

（新設）

ことを要求すること。

イ 自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となつてゐるもの

ハ 自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ロに該当するものを除く。）

十六 行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないうことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利益処分要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分をすることを要求すること。

十七 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）に対し、当該国等が行う公共工事（同法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下この条において同じ。）の入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参加資格（入札の参加者の資格をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準（入札参加資格を有する者のうちから入札に参加する

（新設）

（新設）

者を指名する場合の基準をいう。同号において同じ。）に適合する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の関係者を当該入札に参加させることを要求すること。

十八 国等に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、特定の者が入札参加資格を有する者（指名基準に適合しない者を除く。）であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことを要求すること。

十九 国等に対し、特定の者を当該国等が行う公共工事の相手方としないことをみだりに要求すること（前号に該当するものを除く。）。

二十 国等に対し、当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることをみだりに要求すること。

（準暴力的要求行為の禁止）

第十二条の五 （略）

2 一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で次の各号のいずれかに該当するものは、当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をしてはならない。

一 当該指定暴力団等の指定暴力団員が行った暴力的不法行為等若しくは第八章に規定する罪に当たる違法な行為に共犯として加功し、又は暴力的不法行為等に係る罪のうち譲渡し若しくは譲受け若しくはこれらに類する形態の罪として国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行

（新設）

（新設）

（新設）

（準暴力的要求行為の禁止）

第十二条の五 （略）

2 一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で次の各号のいずれかに該当するものは、当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をしてはならない。

一 当該指定暴力団等の指定暴力団員が行った暴力的不法行為等若しくは第七章に規定する罪に当たる違法な行為に共犯として加功し、又は暴力的不法行為等に係る罪のうち譲渡し若しくは譲受け若しくはこれらに類する形態の罪として国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行

為で当該指定暴力団等の指定暴力団員を相手方とするものを行い刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの

二 (略)

(事業者に対する援助)

第十四条 公安委員会は、事業者（事業を行う者で、使用人その他の従業者（以下この項において「使用人等」という。）を使用するものをいう。以下同じ。）に対し、不当要求（暴力団員によりその事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第三十二条の第二項第七号において同じ。）による被害を防止するために必要な、責任者（当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であつて、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいう。）の選任、不当要求に対応する使用人等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

2・3 (略)

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限

第十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となつている施設又は施設の区画された部分をい

為で当該指定暴力団等の指定暴力団員を相手方とするものを行い刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの

二 (略)

(事業者に対する援助)

第十四条 公安委員会は、事業者（事業を行う者で、使用人その他の従業者（以下この項において「使用人等」という。）を使用するものをいう。以下この条及び第三十一条第二項において同じ。）に対し、不当要求（暴力団員によりその事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。）による被害を防止するために必要な、責任者（当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であつて、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいう。）の選任、不当要求に対応する使用人等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

2・3 (略)

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等

(事務所の使用制限)

第十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となつている施設又は施設の区画された部分をい

う。以下同じ。)若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為(以下この項において「対立抗争」という。)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれあり、これにより付近の住民の生活の平穩が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員(以下「管理者」という。)に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一〇三 (略)

二〇五 (略)

(削る。)

う。以下同じ。)若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為(以下この項において「対立抗争」という。)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれあり、これにより付近の住民の生活の平穩が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員(以下この条において「管理者」という。)に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一〇三 (略)

二〇五 (略)

(指定暴力団の代表者等の損害賠償責任)

第十五条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 | 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、

これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が

(削る。)

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

(離脱の意志を有する者に対する援護等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、第一項の措置を実施するため必要な限度において、離脱希望者の状況について、第三十二条の二第一項の規定により指定した都道府県暴力追放運動推進センターから報告を求めることができる。

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

(損害賠償請求等の妨害の禁止)

第三十条の二 指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者(以下この条において「請求者」という。)を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者(第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」という。)につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、

発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

第十五条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

(離脱の意志を有する者に対する援護等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、第一項の措置を実施するため必要な限度において、離脱希望者の状況について、第三十一条第一項の規定により指定した都道府県暴力追放運動推進センターから報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

妨害してはならない。

一 当該指定暴力団員その他の当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が当該不法行為をした指定暴力団員その他の当該被害の回復について責任を負うべき当該指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償請求その他の当該被害を回復するための請求

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所（事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号において同じ。）の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地（以下この号において「建物等」という。）の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めを請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

（損害賠償請求等の妨害に対する措置）

第三十条の三 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしている場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（新設）

(損害賠償請求等の妨害を防止するための措置)

第三十条の四 公安委員会は、第三十条の二各号に掲げる請求が行われた場合において、当該請求の相手方である指定暴力団員が当該請求に係る請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

第四節 暴力行為の賞揚等の規制

第三十条の五 公安委員会は、指定暴力団員が次の各号のいずれかに該当する暴力行為を敢行し、刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が、当該暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰労する目的で、当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、期間を定めて、当該金品等の供与をしてはならず、又はこれを受けてはならない旨を命ずることができる。ただし、当該命令の期間の終期は、当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過する日を超えてはならない。

- 一 当該指定暴力団等と他の指定暴力団等との間に対立が生じ、これにより当該他の指定暴力団等の事務所又は指定暴力団員若しくはその居宅に対する凶器を使用しての暴力行為が発生した場合における当該暴力行為
- 二 当該指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生

(新設)

(新設)

(新設)

じ、これにより当該対立に係る指定暴力団等の事務所（その管理者が当該対立に係る集団に所属しているものに限る。）又は当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員若しくはその居宅に対する凶器を使用しての暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

三 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該暴力的要求行為に応じさせる目的で、当該相手方又はその配偶者等に対してする暴力行為

四 第三十条の二各号に掲げる請求を妨害する目的又は当該請求がされたことに報復する目的で、当該請求をし、若しくはしようとする者又はその配偶者等に対してする暴力行為

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の期間を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至ったときは、速やかに、当該命令を取り消さなければならない。

第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

（対立抗争等に係る損害賠償責任）

第三十一条 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為（凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、

（新設）

（新設）

これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

(威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為(当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。)を行うに ついて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該代表者等が当該代表者等以外の当該指定暴力団の指定暴力団員が行う威力利用資金獲得行為により直接又は間接にその生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得ることがないとき。

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによつて行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

(民法の適用)

第三十一条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前二条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

(新設)

(新設)

第六章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除のための民間活動の促進

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第三十二条の二 (略)

2～9 (略)

(全国暴力追放運動推進センター)

第三十二条の三 (略)

2・3 (略)

第七章 雑則

(意見聴取)

第五章 暴力追放運動推進センター

(新設)

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第三十一条 (略)

2～9 (略)

(全国暴力追放運動推進センター)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

第六章 雑則

(意見聴取)

第三十四条 公安委員会は、第十一条第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条、第三十九条及び第四十二条第一項において同じ。）、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の四又は第三十条の五第一項の規定による命令をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、命令に係る者がした暴力的要求行為若しくは準暴力的要求行為、第十六条若しくは第二十四条の規定に違反する行為若しくは第三十条の五第一項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、意見聴取を公開しないことができる。

2～6 (略)

(仮の命令)

第三十五条 公安委員会は、緊急の必要がある場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の意見聴取を行わないで、仮に、第十一条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十五条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十一条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の四又は第三十条の五第一項の規定（以下この条において「第十一条第二項等の規定」という。）による命令をすることができる。

2・3 (略)

4 公安委員会がした仮の命令が第十五条第一項、第三十条の四及び第三十

第三十四条 公安委員会は、第十一条第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条、第三十九条及び第四十二条第一項において同じ。）、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十条第二項、第二十三条、第二十六条第二項又は第二十七条の規定による命令をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、命令に係る者がした暴力的要求行為若しくは準暴力的要求行為又は第十六条若しくは第二十四条の規定に違反する行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、意見聴取を公開しないことができる。

2～6 (略)

(仮の命令)

第三十五条 公安委員会は、緊急の必要がある場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の意見聴取を行わないで、仮に、第十一条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十五条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十一条第二項、第二十三条、第二十六条第二項又は第二十七条の規定（以下この条において「第十一条第二項等の規定」という。）による命令をすることができる。

2・3 (略)

4 公安委員会がした仮の命令が第十五条第一項に係るもの以外のものでは

条の五第一項に係るもの以外のものである場合において、当該仮の命令を受けた者の当該仮の命令に係る違反行為をした時における住所（当該違反行為をした者が指定暴力団員である場合で当該指定暴力団員の住所が明らかでないときにあつては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所。以下この項において「住所等」という。）が当該仮の命令をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に在るときは、当該仮の命令をした公安委員会は、前項の規定にかかわらず同項の意見聴取を行うことなく、速やかに、当該仮の命令をした旨をその者の住所等の所在地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた公安委員会は、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に、公開による意見聴取を行わなければならない。

5～8（略）

9 仮の命令に係る者の所在が不明であるため第五項において準用する前条第二項の規定による通知をすることができないことにより又は仮の命令に係る者若しくはその代理人が出頭しないことにより、第三項又は第四項の意見聴取を行うことができず、かつ、次に掲げる命令をするため、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に同条第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による公示がされるときは、第二項の規定にかかわらず、当該仮の命令の効力は、当該意見聴取の期日（同条第五項の規定に該当する場合にあつては、当該意見聴取に係る公示をした日から起算して三十日を経過する日）までとする。

一 当該仮の命令に係る違反行為に関する第十一条第二項等の規定（第十五条第一項、第三十条の四及び第三十条の五第一項の規定を除く。）による命令

る場合において、当該仮の命令を受けた者の当該仮の命令に係る違反行為をした時における住所（当該違反行為をした者が指定暴力団員である場合で当該指定暴力団員の住所が明らかでないときにあつては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所。以下この項において「住所等」という。）が当該仮の命令をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に在るときは、当該仮の命令をした公安委員会は、前項の規定にかかわらず同項の意見聴取を行うことなく、速やかに、当該仮の命令をした旨をその者の住所等の所在地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた公安委員会は、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に、公開による意見聴取を行わなければならない。

5～8（略）

9 仮の命令に係る者の所在が不明であるため第五項において準用する前条第二項の規定による通知をすることができないことにより又は仮の命令に係る者若しくはその代理人が出頭しないことにより、第三項又は第四項の意見聴取を行うことができず、かつ、当該仮の命令に係る違反行為に関して第十一条第二項等の規定（第十五条第一項の規定を除く。）による命令をするため又は当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に関して第十五条第一項の規定による命令をするため、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に前条第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による公示がされるときは、第二項の規定にかかわらず、当該仮の命令の効力は、当該意見聴取の期日（同条第五項の規定に該当する場合にあつては、当該意見聴取に係る公示をした日から起算して三十日を経過する日）までとする。

二 当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に関する第十五条第一項の規定による命令

三 当該仮の命令に係る請求に関する第三十条の四の規定による命令

四 当該仮の命令に係る暴力行為に関する第三十条の五第一項の規定による命令

(命令等を行う公安委員会)

第三十九条 この法律における公安委員会は、次の各号に掲げる事項に関しては、当該各号に定める公安委員会とする。

一 五 (略)

六 (略)

七 第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項、第三十条若しくは第三十条の三の規定による命令又は第十五条第一項、第三十条の四及び第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令以外の仮の命令 当該命令に係る違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会

八 九 (略)

十一 第三十条の四の規定による命令(同条の規定に係る仮の命令を含む。)又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る第三十条の二各号に掲げる請求が行われた時における当該請求の相手方である指定暴力団員の住所地(当該指定暴力団員の住所が明らかでない場合にあつては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地)を管轄する公安委員会

十二 第三十条の五第一項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令

(命令等を行う公安委員会)

第三十九条 この法律における公安委員会は、次の各号に掲げる事項に関しては、当該各号に定める公安委員会とする。

一 五 (略)

五の二 (略)

六 第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項若しくは第三十条の規定による命令又は第十五条第一項の規定に係る仮の命令以外の仮の命令 当該命令に係る違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会

七 九 (略)

(新設)

(新設)

を含む。)又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令
又は意見聴取に係る暴力行為が行われた時における当該暴力行為を行っ
た指定暴力団員の住所地(当該指定暴力団員の住所が明らかでない場合
にあつては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所
の所在地)を管轄する公安委員会

十三 第三十二条の二第一項の規定による指定、同条第五項の規定による
命令又は同条第六項の規定による取消し 同条第一項の規定による申出
を受け、又は指定をした公安委員会

(公安委員会の事務の委任)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、
第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項、第三十条又は第
三十条の三の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条 第二章から第四章まで及びこの章の規定による命令については、
行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十
万円以下の罰金に処する。

十 第三十一条第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令又
は同条第六項の規定による取消し 同条第一項の規定による申出を受け、
又は指定をした公安委員会

(公安委員会の事務の委任)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、
第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項又は第三十条の規
定による命令を警察署長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条 第二章から第四章まで及び第六章の規定による命令については、
行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

第七章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十
万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二〇〇二 (略)

十三 第三十条の三の規定による命令に違反した者

十四 第三十条の四の規定による命令に違反した者

十五 第三十条の五第一項の規定による命令に違反した者

第四十八条 第三十二条の二第七項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表 (第二条関係)

一〇十 (略)

十一 船員職業安定法 (昭和二十三年法律第三百三十号) 第六章に規定する罪

十二〇三十一 (略)

三十二 著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) 第八章に規定する罪

三十三〇三十四 (略)

三十五 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十三号) 第八章に規定する罪

三十六〇四十一 (略)

四十二 保険業法 (平成七年法律第五号) 第五編に規定する罪

四十三〇四十八 (略)

四十九 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成十六年法律第五十一号) 第五章に規定する罪

五十〇五十一 (略)

一 (略)

一〇二〇九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十八条 第三十一条第七項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表 (第二条関係)

一〇十 (略)

(新設)

十一〇三十 (略)

(新設)

三十一〇三十二 (略)

(新設)

三十三〇三十八 (略)

(新設)

三十九〇四十四 (略)

(新設)

四十五〇四十六 (略)

五十二 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）
に規定する罪

（新設）

五十三 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五章に規定する罪

（新設）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>イ〜へ （略）</p> <p>ト 前号ロに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（<u>同法第三十条の二第七項の規定を除く。</u>）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>イ〜へ （略）</p> <p>ト 前号ロに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（<u>同法第三十条の二第七項の規定を除く。</u>）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた</p>

日から五年を経過しない者

三〇六 (略)

二〇五 (略)

日から五年を経過しない者

三〇六 (略)

二〇五 (略)

改 正 案	現 行
<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>九〜十一 （略）</p>	<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>九〜十一 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（許可基準）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>（許可基準）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>三〇五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>三の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（<u>同法第三十二条の二第七項の規定を除く。</u>第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>四〜九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>三の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（<u>同法第三十一条第七項の規定を除く。</u>第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>四〜九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ～ヌ（略）</p> <p>6～16（略）</p>	<p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ～ヌ（略）</p> <p>6～16（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十条の二第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和四十一年勅令第一百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>六～十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和四十一年勅令第一百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>六～十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(監督上の処分)

第二十四条の六の四 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〇十一 (略)

十二 第二号に掲げるもののほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の二第七項の規定を除く。)に違反したとき。

2
(略)

(監督上の処分)

第二十四条の六の四 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〇十一 (略)

十二 第二号に掲げるもののほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したとき。

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）</p> <p>又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）</p> <p>又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過</p>

過しない者
ホ・ヘ (略)

しない者
ホ・ヘ (略)

改 正 案	現 行
<p>（役員欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことによ り、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、 第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条 の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号） の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日 又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（役員欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員 になることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の 規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、 又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二 百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪 若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪 を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は その執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五・六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ヌ（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ・ヌ（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があ るもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする ることに 関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があ るもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする こと に 関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>

八・二 (略)

二〇六 (略)

八・二 (略)

二〇六 (略)

改正案	現行
<p>（貸金業法の一部改正）</p> <p>第三条 貸金業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二章の次に次の一章を加える。</p> <p>第二章の二 貸金業務取扱主任者制度</p> <p>（略）</p> <p>（指定）</p> <p>第二十四条の八 内閣総理大臣は、その指定する者に、資格試験の実施に 関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせるこ とができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣総理大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該 当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法</p>	<p>（貸金業法の一部改正）</p> <p>第三条 貸金業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二章の次に次の一章を加える。</p> <p>第二章の二 貸金業務取扱主任者制度</p> <p>（略）</p> <p>（指定）</p> <p>第二十四条の八 内閣総理大臣は、その指定する者に、資格試験の実施に 関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせるこ とができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣総理大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該 当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法</p>

律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ (略)

(略)

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等に関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金

律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ (略)

(略)

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等に関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の

の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六〇八 (略)

2 (略)

(略)

(登録講習機関の登録の拒否)

第二十四条の三十七 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書に記載すべき事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二〇四 (略)

刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六〇八 (略)

2 (略)

(略)

(登録講習機関の登録の拒否)

第二十四条の三十七 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書に記載すべき事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二〇四 (略)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正） 第七十三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。 第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>	<p>（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正） 第七十三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。 第三十一条第一項第一号及び第三十二条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>